

東広島北部学校給食センター
学校給食調理等業務委託事業

募 集 要 項

令和7年8月

東広島市

東広島北部学校給食センター学校給食調理等業務委託事業募集要項

第1 募集要項等の定義

東広島市（以下「市」という。）が、設置及び管理している東広島北部学校給食センター（以下「給食調理場」という。）の調理等業務は民間事業者委託していますが、令和8年7月末で委託期間が満了するため、引き続き民間事業者委託しようとするものです。

また、調理等業務を実施する民間事業者の決定に当たっては、調理等業務の安全性及び効率性を確保するとともに、学校給食の果たす役割を保持するため、公募型プロポーザル方式とします。

この募集要項は、調理等業務委託事業に係る募集に関して必要な事項を定めたもので、本募集要項に併せて配付する次の資料も本募集要項と一体の資料とし、これらの全資料を含めて「募集要項等」と定義します。

仕様書：市が事業者要求する具体的な業務仕様を示すもの

添付資料：本業務に関する添付資料

様式集：提案書類等の作成に使用する様式を示すもの

この募集に関する事務局は、次のとおりとします。

〒739-2303

東広島市福富町久芳4361番地1

東広島市教育委員会 学校教育部 東広島北部学校給食センター

電話 082-430-1112

FAX 082-435-3330

第2 事業の概要

1 事業の名称

東広島北部学校給食センター学校給食調理等業務委託事業

2 対象施設

(1) 名称：東広島北部学校給食センター

(2) 所在地：東広島市福富町久芳4361番地1

(3) 敷地面積：11,476.29㎡

(4) 延床面積：2,651.79㎡

(5) 構造：鉄骨造り平屋建て

(6) 運営方式：ドライシステム

(7) 建築年月：平成29年6月

(8) 熱源：電気、蒸気、ガス

(9) 調理能力：5,000食/日

(10) 献立方式：2本コース献立

(11) 給食提供校：小学校11校 中学校7校 保育所・認定こども園4所

3 委託業務内容（詳細は仕様書を参照）

- (1) 検収業務
- (2) 調理業務
- (3) 原材料及び調理後の食品の保存食採取、保管業務
- (4) 配缶業務及び食器、食缶のコンテナへの積み込み業務
- (5) 学校における配膳、検食の準備、コンテナの受取・返却、配膳室等の清掃等業務
- (6) 食器、食缶、コンテナ、調理器具等の洗浄・消毒保管業務
- (7) 残食等の計量及び処理業務
- (8) 設備・調理機器等の清掃・洗浄及び安全点検・管理業務
- (9) 使用物品の管理業務
- (10) 施設内の清掃業務
- (11) 衛生管理業務
- (12) ボイラー運転管理業務
- (13) 前各号に附帯する業務

なお、本委託業務に含まれない業務は、次のとおりとします。

- ア 献立作成業務
- イ 食材の決定及び調達業務
- ウ 給食の配送、回収業務
- エ 施設設備等保守業務

4 業務履行期間

令和8年8月1日から令和13年7月31日まで5年間

5 受注者決定方式

公募型プロポーザル方式により選定します。

6 給食提供先及び児童生徒数（1日あたり推定数）

小学校・中学校

（単位：食）

給食提供先	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
志和小学校	202	189	161	149	145	135	125
小谷小学校	180	179	145	128	113	113	110
高屋東小学校	150	134	142	135	132	125	126
高屋西小学校	703	655	647	645	615	604	576
造賀小学校	62	59	49	41	45	38	36
平岩小学校	471	469	526	544	547	568	544
高美が丘小学校	490	469	426	409	387	375	332
福富小学校	90	81	66	61	57	44	36
豊栄小学校	71	67	68	67	64	60	56
河内小学校	65	52	50	44	39	28	28
入野小学校	162	144	113	105	103	103	95
志和中学校	111	107	101	98	90	78	69
高屋中学校	565	532	488	475	458	433	398
磯松中学校	507	528	530	526	514	520	534
高美が丘中学校	217	232	197	196	180	188	193
福富中学校	49	39	50	45	43	39	44
豊栄中学校	52	50	38	36	36	38	32
河内中学校	89	92	99	91	79	67	59
教職員等	500	500	500	500	500	500	500
合計	4,736	4,578	4,396	4,295	4,147	4,056	3,893

注）令和6年度及び令和7年度は、それぞれ5月1日現在の児童生徒数で、令和8年度以降は、令和6年5月1日時点の住民記録に基づく人口による。

教職員等については、児童生徒数変動により変更があるため、概数とする。

保育所・認定こども園（定員数）

（単位：食）

給食提供先	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
河内西保育所	40	40	40	40	40	40	40
認定こども園たけに	50	50	50	50	50	50	50
認定こども園くば	50	50	50	50	50	50	50
認定こども園とよさか	80	80	80	80	80	80	80
職員等	60	60	60	60	60	60	60
合計	280	280	280	280	280	280	280

7 基本給食実施日数（年間推定数）

実施推定日数 245日（給食センターが稼働する推定日数）

*参考（実績）

給食提供先	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	日数	学級数	日数	学級数	日数	学級数	日数	学級数
志和小学校			194	9	195	8	198	9
西志和小学校	194	7						
東志和小学校	194	7						
小谷小学校	191	10	191	9	193	9	195	8
高屋東小学校	192	7	191	7	192	7	195	7
高屋西小学校	195	25	194	25	195	24	197	23
造賀小学校	192	7	191	7	193	6	195	6
平岩小学校	195	15	192	15	194	16	196	17
高美が丘小学校	193	18	194	18	194	17	195	18
福富小学校	195	7	194	7	195	7	196	7
豊栄小学校	196	7	192	7	195	7	197	7
河内小学校	193	7	194	7	195	7	196	7
入野小学校	194	7	194	7	195	7	197	8
志和中学校	197	5	198	5	199	5	201	5
高屋中学校	199	17	200	18	202	17	201	17
磯松中学校	194	14	192	16	193	15	193	15
高美が丘中学校	201	7	197	7	202	8	200	8
福富中学校	196	4	195	4	196	4	197	4
豊栄中学校	191	4	194	4	196	4	200	4
河内中学校	197	4	198	4	201	4	199	4
東広島北部学校給食センター	204	1	209	1	205	1	209	1
平均	194		194		196		197	

※日数には、夏季休業期間中に給食提供を行った日数を含む。

※職員室を1クラスとして学級数に集計している。

※提供日数の平均に「東広島北部学校給食センター」は含まない。

給食提供先	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	日数	学級数	日数	学級数	日数	学級数	日数	学級数
河内西保育所	238	1	241	1	240	1	238	1
認定こども園たけに	237	1	238	1	238	1	237	1
認定こども園くば	236	1	238	1	238	1	234	1
認定こども園とよさか	239	1	241	1	241	1	241	1
平均	237		239		239		237	

8 事業規模

738,000千円（取引に係る消費税及び地方消費税を含まない。）以内とします。

第3 応募事業者の条件等

1 応募資格

(1) 応募事業者資格要件

応募事業者は、次の要件を満たしていることが条件です。

- ア 法人格を有し、本委託業務を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財政能力を有していること。(共同企業体による参加は認めない。)
- イ 1日4,000食以上かつ3年以上の学校給食調理施設の受託実績を有し、仕様書に基づき、受託業務を遂行できること。
- ウ 市と受注者との連絡・調整・協議等が速やかに行えるよう、広島県内に本社、支社、営業所又は事業所のいずれかを有する事業者、若しくは委託業務開始までに広島県内に本社、支社、営業所又は事業所のいずれかを有することができる事業者であること。
- エ 令和7年1月20日から令和10年12月31日までの東広島市委託役務に係る競争入札参加資格認定区分「学校給食調理〈現地調理1日750食以上〉」の認定を受けていること。

(2) 応募事業者の制限

次のいずれかに該当する者は、応募できません。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者及び地方自治法施行令第167条の4第2項に該当する者で、市が入札に参加させないとした者
- イ 東広島市税及び消費税の滞納がある者
- ウ 参加表明時において、食品衛生法の営業停止処分を受けている者及び選定中に営業停止処分を受けた者
- エ 食品衛生法第55条の規定による営業許可を受ける資格がない者
- オ 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団または第2条第6号に規定する暴力団員である若しくはそれらと社会的に非難されるべき関係を有している者。
- カ 東広島市の指名除外処分を受けている者

(3) 応募資格の基準日

応募資格の基準日は、応募資格審査申請書の提出日とします。ただし、応募資格確認後から審査結果の決定日までに、応募者の備えるべき要件を欠く事態が生じた場合には失格とします。

2 応募に関する留意事項

(1) 募集要項等の承諾

応募事業者は、応募資格審査申請書の提出をもって、募集要項等の記載内容を承諾したものと見なします。

(2) 応募費用の負担

応募に関して必要な費用は、応募事業者の負担とします。

(3) 使用言語及び単位

応募に関して使用する言語は日本語とし、単位は計量法（平成4年法律第51号）

に定めるものとし、通貨単位は円とします。

(4) 著作権

応募事業者から募集要項等に基づき提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属します。ただし、委託契約を締結した受注者が提案した提案書類等については、市が当該業務に係る事業上においては自由に使用できることとし、応募事業者は著作権を行使しないこととします。その際、提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任については、応募事業者が負うものとし、ます。

(5) 提出書類の取り扱い

提出された書類については、変更できないものとし、返却しません。

(6) 資料の取り扱い

市が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。

また、この検討の範囲内であっても、市の了承を得ることなく第三者に対してこれを使用させ又は内容を提示することを禁止します。ただし、市がホームページ上で公表している資料については、この限りではありません。

(7) 応募の無効に関する事項

次のいずれかに該当する応募は無効とします。

ア 応募資格審査申請書の提出時から受注者決定までの期間に、応募事業者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合

イ 同一事項に対し、2通り以上の書類が提出された場合

ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 著しく信義に反する行為があった場合

オ 選定委員会委員に個別に接触した場合

カ 選定委員会委員又はプロポーザル事務局にプロポーザルに関する援助を直接的または間接的に求めた場合

キ 従事者への支払賃金について、広島労働局が示す「広島県の最低賃金」を保証していない場合

(8) その他

ア 市が提示する資料及び回答書は、本募集要項等と一体のものとして、同等の効力を有するものとし、ます。

イ 本募集要項等に定めるもののほか、応募に当たって必要な事項が生じた場合には、応募事業者に通知します。

ウ 提案書類に押印する印鑑は、代表者印（実印）とします。

第4 事業者募集等のスケジュール及び応募方法

実施スケジュールは、次のとおりです。受付は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日には行わないこととし、時間は8時から16時までとします。

事 項	日 程
募集要項等に関する質問の受付	本業務に係る募集開始日～ 令和7年9月19日（金）
募集要項等に関する質問に対する回答の公表	令和7年9月29日（月）～ 令和7年10月2日（木）
参加表明書（兼応募資格審査申請書）の受付	令和7年10月6日（月）～ 令和7年10月10日（金）
応募資格審査結果の通知発送	令和7年10月中旬
提案書類等の受付	令和7年10月21日（火）～ 令和7年10月31日（金）
第1次審査	令和7年11月上旬
第1次審査結果の通知発送	令和7年11月中旬
第2次審査（提案書類等の審査、プレゼンテーション及びヒアリング審査）	令和7年11月下旬
審査の結果通知発送	令和7年12月上旬
受注者の決定・契約締結	令和7年12月下旬
委託業務開始	令和8年8月1日（土）

1 募集要項等の公表

（1）公表方法

本業務委託に関する募集要項等の資料は、市のホームページにおいて公表します。

（2）公表資料

ア 募集要項（本書）

イ 仕様書（報告様式集を含む）

ウ 応募様式集

エ 参考資料

（ア）東広島市学校給食衛生管理マニュアル

（イ）施設平面図

（ウ）調理用品使用状況

（エ）消耗品購入実績一覧

（オ）手配表（調理指示書）

（カ）履行実績証明書参考様式

（キ）東広島市プロポーザル方式及び設計競技方式事業者選定委員会（東広島北部学校給食センター学校給食調理等業務委託事業者の選定）委員名簿

2 現地説明会

現地説明会は行いません。

3 募集要項等に関する質問の受付・回答

本募集要項等の内容に関する質問を次のとおり受け付けます。

なお、電話及び口頭等による個別の対応はしません。また、無用な混乱を招く恐れ

があるときは、質問に回答しない場合があります。

(1) 質問書の提出方法

質問書（様式第1号）に内容を簡潔にまとめて記載し、事務局へ持参又はFAXにより提出してください。（FAXの場合は、FAXを送信する旨を電話で連絡してください。）

(2) 受付期間

ホームページ公表による本業務に係る募集開始日から令和7年9月19日（金）まで

(3) 質問への回答方法

事業者からの質問及び回答は、取りまとめの上、東広島市ホームページにて公表します。

ア 回答の閲覧期間

令和7年9月29日（月）から令和7年10月2日（木）まで

イ 東広島市ホームページアドレス

<http://www.city.higashihiroshima.lg.jp/>

4 参加表明書（兼応募資格審査申請書）の受付

応募事業者は、次により参加表明書を提出してください。

(1) 受付期間

令和7年10月6日（月）から令和7年10月10日（金）まで

(2) 提出書類

ア 参加表明書（兼応募資格審査申請書）（様式第2-1号）、応募資格要件確認誓約書（様式第2-2号）及び応募資格要件確認同意書（様式第2-3号）

イ 事業者の概要（沿革・組織のわかる書類、パンフレット等可）

ウ 1日4,000食以上かつ3年以上の学校給食調理施設の受託実績を有していることを証明する書類（契約書の写し、仕様書及び履行完了を証明する実績証明書）

エ 消費税納税証明書

提出日1か月以内に発行された、滞納がないことを証する国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号その3又はその3の3による消費税・地方消費税納税証明書

オ 東広島市税納税証明書（滞納のない証明書）

令和7年8月31日以前において納付すべき市税に滞納がない旨を証明する納税証明書（東広島市の納税義務がない場合は、提出の必要はありません。）

(3) 提出先

東広島市福富町久芳4361番地1

東広島市教育委員会 学校教育部 東広島北部学校給食センター

(4) 提出方法

直接持参するものとし、それ以外の方法による提出は認めません。

5 提案書類等の受付

次により提案書類を提出してください。

(1) 受付期間

令和7年10月21日（火）から令和7年10月31日（金）まで

(2) 提出書類 正1部・副8部

ア 提案書（様式第3号～様式第11号）

イ 見積書（様式第12-1号）、見積内訳書（様式第12-2号）

(3) 提出先

東広島市福富町久芳4361番地1

東広島市教育委員会 学校教育部 東広島北部学校給食センター

(4) 提出方法

直接持参するものとし、それ以外の方法による提出は認めません。

(5) 提案書類の作成方法等

ア 提案書（正）には、「東広島北部学校給食センター学校給食調理等業務委託事業に関する提案書」及び事業者名・代表者職氏名を記載した表紙を付けてください。

イ 提案書（副）には、「東広島北部学校給食センター学校給食調理等業務委託事業に関する提案書」と記載した表紙を付けてください。

ウ 提案書には、社名等、事業者を特定できる情報を記載しないでください。

エ A4版用紙、横書き、左綴じ、文字サイズ10.5ポイント以上とし、ページ番号を付けてください。

オ 仕様書に基づき提案書と見積書を作成してください。

カ 提案書及び見積書については必ず東広島市ホームページからダウンロードしたデータにより作成し、様式や記載項目等を勝手に変更、削除しないでください。

キ 提案書の作成方法

（ア）提案書（様式第3号～様式第11号）について記載してください。

（イ）提案書（様式第4号）には、賠償責任保険の保険証の写しを、提案書（様式第7号）には作業工程表を、提案書（様式第8号）には作業動線図を添付してください。

ク 見積書の作成方法

（ア）見積金額欄は、5年間の合計額を記載してください。

（イ）見積書（様式第12-1号）に詳細な内訳として見積内訳書（様式第12-2号）を添付してください。

（ウ）人件費については、業種別の賃金体系表（任意の様式）を添付してください。

（エ）調理用品、衛生用品及び清掃用品については、内訳書（任意の様式）を添付してください。

（オ）見積書の見積金額には、取引に係る消費税及び地方消費税を含まない金額を記載してください。

（カ）見積金額が本委託事業規模（4ページに記載）を超える場合又は異常に少額であるなど、本委託事業の適正な履行に支障があると判断したときは、失格とする場合があります。

(6) 無効（失格）となる提案書類

- ア 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
- イ 虚偽の内容が記載されているもの

(7) 留意事項

ア 提案書

- (ア) 提案書（副）についても、カラー印刷が必要な場合は、必ずカラー印刷した書類を提出してください。
- (イ) 提案書の内容について、不明な場合は、担当者に問い合わせることがあります。
※問い合わせにより、修正の必要が生じた場合においても、修正対応には応じません。

イ 見積書

- (ア) 見積内訳書（様式第12-2号）の積算根拠には、計算式等を必ず記入し、金額と整合を取ってください。
- (イ) 見積書の内容について、不明な場合は、担当者に問い合わせることがあります。
※問い合わせにより、修正の必要が生じた場合においても、修正対応には応じません。

6 第1次審査結果の通知

東広島市プロポーザル方式及び設計競技方式事業者選定委員会（東広島北部学校給食センター学校給食調理等業務委託事業者の選定）（以下「選定委員会」という。）により第1次審査を行った後、結果を通知します。

7 第2次審査（提案書類、プレゼンテーション及びヒアリング審査）

提案書類等をもとに第1次審査で選定された応募事業者を対象に、提案書類等の審査、プレゼンテーション及びヒアリング審査を実施します。

(1) 実施日時

令和7年11月下旬（日時は第2次審査対象者に対して別途通知します。）

(2) 審査場所

別途通知します。

(3) 実施時間

35分程度（プレゼンテーション15分、ヒアリング・質疑応答20分程度）

※準備・撤収は、審査前後の10分間で行ってください。

(4) 出席者

1事業者3名までとし、応募様式第6号に記載された配置予定の業務責任者は必ず出席するものとします。

(5) 準備物

パソコン等を使用する場合は、各自準備してください（プロジェクター、スクリーンは、事務局で準備します。）。

(6) プレゼンテーション及びヒアリング審査の順番

参加表明書の受付順とします。なお、辞退者が出た場合は、順次繰り上げる等の方法により対応します。

8 審査結果の通知

審査結果については、文書にて通知します。

また、契約締結後に東広島市ホームページに応募事業者の名、最優秀提案者名及び採点結果（匿名）を掲載します。

第5 提案書類等の審査方法等

1 選定委員会の設置

選定委員会を設置し、最優秀提案者の選定審査を実施します。

2 審査方法等

(1) 選定方法

公募型プロポーザル方式により選定します。

(2) 応募資格の確認審査

市は、応募資格の確認審査（以下「応募資格審査」という。）を応募資格審査申請書類により実施し、この募集要項に記載している応募事業者の備えるべき要件を満たしていることを確認し、資格不備の場合は失格とします。

(3) 第1次審査

ア 提案内容の基礎審査

上記応募資格の確認審査を経て、市は提案書類等に記載された内容が、次の(ア)から(ウ)までの項目を満たしていることを確認します。次の項目のうち、いずれかを満たさないことが確認された場合は、失格とします。

(ア) 提案書類全体について、同一項目に対する2通り以上の提案又は提案事項間の齟齬や矛盾がないこと。

(イ) 提案書類全体について、様式集に従った構成（項目の構成、枚数制限等）となっていること。

(ウ) 当該提案に関連する各様式（別添「応募様式集」参照）に示す項目に対する提案の内容が仕様書の条件を満たしていること。

イ 書類審査

提案内容の基礎審査の結果、応募事業者が4者以上の場合には、選定委員会は書類審査を行い、各委員の得点の合計が最も高い上位3者までの事業者を第2次審査対象者として選定します。ただし、上位3者までの点数と同点の事業者が他にある場合は、当該事業者についても、第2次審査対象者とします。書類審査は、提案書類等について、「委託事業者選定基準」（別添－1）に基づき採点します。

(4) 第2次審査

第1次審査で選定された事業者（原則3者以内）を対象に、応募事業者の提案書類等の審査、プレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、「委託事業者選定基準」に基づき採点します。価格評価を除いた得点が48点未満の場合は失格とします。なお、第1次審査の審査結果は、第2次審査には反映しません。

(5) 最優秀提案者の選定方法

選定委員会では、第2次審査における各委員の得点の合計が最も高い提案書類等を提出した事業者を最優秀提案者として選定します。

ただし、得点の合計が最も高い提案が2者以上あるときは、選定委員会において、提案内容を基に精査し、最優秀提案者を決定します。

なお、申込者が1者しかなかった場合においても、応募事業者の提案書類等の審査、プレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、当該提案が要求水準に達していればその者を候補事業者とします。

(6) 候補事業者の決定

市は、選定委員会の審査結果を踏まえ、最優秀提案者を候補事業者とします。

候補事業者が契約を締結しない場合は、次点の応募事業者を新たに候補事業者とします。審査の結果、適切な候補事業者がいないときは、「適切な候補事業者なし」とし、再募集することがあります。

第6 提案書類等に関する条件

各種法令等を遵守し、提案内容についても法令等に則った内容となるよう、記載してください。

- (1) 法令・・・学校給食法、食品衛生法、労働基準法等の労働関係法令及び、その他関連法規等
- (2) 要綱等・・・学校給食衛生管理基準（文部科学省）、大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）及びその他関連要綱等

第7 委託業務実施に関する事項

1 委託業務の継続が困難となった場合の措置

受注者は、業務の継続が困難となった場合又はその懸案が生じた場合は、速やかに市に報告するものとし、その場合の措置は次のとおりとします。なお、その対応は全力を挙げて遂行すること。

(1) 受注者の債務不履行等の場合

ア 受注者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念（ア）から（ウ）が生じた場合、市は受注者に対して修復勧告し、一定期間内に修復策の提出及びその実施を求めることができることとします。受注者が当該期間内に修復をすることができなかったときは、市は契約の解除及びこれにより生じた損害賠償を請求することができることとします。

（ア）受注者が市の指示に従わず、改善が見られない場合

（イ）受注者が倒産した場合

（ウ）業務従事者等が確保できず、指定の時間までに調理等が行えない場合

(2) 市が契約の内容を変更した場合等

ア 市が契約の内容を変更したことにより、委託料の額が当初の委託料の額の3分の1に相当する額に満たないこととなったとき又は市が契約に違反したことにより契約を履行することができなくなったときは、受注者は契約を解除することができることとします。

イ アの場合において、受注者が契約を解除した場合、受注者は市に対し、その損害の賠償を請求することができることとします。

(3) 市の事由による契約解除

市は、委託業務が完了するまでの間に、やむを得ない事由が生じたときは、契約を解除することができます。また、このことにより、市が受注者に損害を与えたときは、その損害を賠償します。

2 市による本委託業務の実施状況の評価

市は、受注者が提供するサービスについて、定期又は随時に評価を行います。その結果、業務委託契約書及び仕様書で定められた内容を充足していないことが判明した場合は、委託料の減額等を行うことがあります。

第8 契約に関する事項

1 契約手続き

(1) 見積書の依頼

候補事業者決定後、市は候補事業者に対し、見積書の提出を依頼します。

(2) 契約の締結

候補事業者から予定価格の制限の範囲内の見積書が提出された時は、市は候補事業者を受注者とし、東広島市契約規則（平成20年東広島市規則第14号）（以下「規則」という。）に基づき契約を締結します。（契約締結時に資格要件確認のため、県内営業所等の所在が確認できる書類の提出を求めることがあります。）

(3) 契約書及び契約約款

契約書及び契約約款は、市の業務委託契約書及び業務委託契約約款（役務の提供を受けるもの）を使用します。

2 契約保証金

候補事業者は、規則に基づくところにより契約金額の100分の10以上に相当する金額を契約締結時までに納付してください。ただし、免除された場合はこの限りではありません。

委託事業者選定基準

評価項目	評価の視点	配点
事業者の概要	学校給食を円滑に提供できる規模を有し、その経営状況が安定的かつ良好であること。	5
調理業務の受託実績	学校給食調理等業務を受託するに当たり、十分な実績を有していること。	5
業務従事者の配置計画	①規模に応じた適正かつ効率的な職員数が配置されていること。 (代替要員確保を含む。) ②業務従事者採用計画の方策が確立されていること。 ③大量調理施設における調理等業務の経験が豊富かつ有能な人材を多く確保し、長期雇用するための取組みがされていること。 ④学校等における配膳等業務の経験が豊富かつ有能な人材を多く確保し、長期雇用するための取組みがされていること。	10
業務実施体制	①指揮命令系統が確立されており、本市からの指示事項が迅速・的確に伝達される体制づくりがされていること。 ②災害時や突発的な事故発生時の迅速な対応及び防止策が講じられていること。 ③食中毒や異物混入等発生時の迅速な対応及び防止策が講じられていること。 ④欠員発生時の補充や代替体制の対応が講じられていること。	15
衛生管理体制	①「学校給食衛生管理基準」(文部科学省)及び「大量調理施設衛生管理マニュアル」(厚生労働省)等に基づく衛生管理に対する考え方が確立されていること。 ②事業者の衛生管理体制が確立されていること。 ③業務従事者に対する食品安全衛生や調理技術の向上等に関する研修が計画されていること。(業務開始までの研修含む。)	15
学校給食に対する基本的な考え方	①子どもたちに安全・安心でおいしい給食を安定して提供するためのコンセプトを有し、その実現に向けて積極的な提案がされていること。 ②食育推進のために、事業者として提案・協力体制が図られていること。	10
アレルギー対応食等への対応	①アレルギー事故の発生防止のための体制作り及びチェック体制が確立されていること。 ②アレルギー対応食(除去食)等を提供していく上で、事業者として提案・協力体制が図られていること。	10
その他の提案事項	① 本業務を実施する上での環境に配慮した取り組みが、本市への提案・協力体制などが本市にとって有効であること。 ② 地域経済への貢献度が本市にとって有効であること。 ③その他、特筆すべき本市への提案・協力体制などが本市にとって有効であること。	10
価格評価	配点×(全応募者中の最低見積金額/当該応募者の見積金額)	20
総合得点		100

※ 価格評価を除いた得点が48点未満の場合は失格とします。